

受付番号 29703502487

出願番号 特願平 9 78823 (平成9年2月21日出願)

公開番号 特開平 10 - 240502

(21,000円)

【書類名】 特許願

【整理番号】 LIFE5-H9

【提出日】 平成9年2月21日

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際特許分類】 G06F 12/00

G06F 13/00

【発明の名称】 情報機器内の環境を転送する方式

【請求項の数】 2

【発明者】

【住所又は居所】 神奈川県平塚市土屋2946 神奈川大学内

【フリガナ】 ヤマグチ ジンセイ

【氏名】 山口 人生

【特許出願人】

【識別番号】 597043408

【郵便番号】 257

【住所又は居所】 神奈川県秦野市曾屋5391番地6号

【氏名又は名称】 International Intelligent Information

【代表者】 山口未子

【電話番号】 0463-83-4012

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

【書類名】 明細書

【発明の名称】 情報機器内の環境を転送する方式

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

パソコン等の情報機器類の更新時に生じる無駄な労力を省くため、“使用環境転送”機能をOSに付与する。“使用環境転送”機能の定義は発明の詳細な説明を参照のこと。

【請求項 2】

パソコン等の情報機器類の更新時に生じる無駄な労力を省くため、“応用環境転送”機能をOSに付与する。“応用環境転送”機能の定義は発明の詳細な説明を参照のこと。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】

本発明は、パソコン・ワークステーション・携帯情報端末等の比較的個人向けの情報機器類を買い替える際に、今まで使っていた情報機器内の使用環境やアプリケーションプログラムの集合を、今から交換する新しい型の情報機器へ転移するための実現法に関する。

【0002】

【従来の技術】

従来は、古いバージョンの情報機器を新しいバージョンの情報機器へと代替える際、(新バージョンで得られる新しい使用環境・機能以外の)今まで慣れ親しんできた使用環境を得るには、個々の環境設定ごとに、改めて一つ一つ同じ情報を入れ直さなければならなかった。ここで言う“使用環境”とは、今まで組み込んできた種々のアプリケーションプログラムの集合とか、何等かのアプリケーションプログラムで作成したデータベースやファイル等のことではなく、情報機器をどのような環境のもとで使用するのかを設定する時に必要となる環境設定情報そのもののことである。例えば、ウインドウ

ズ 9 5 を搭載したパソコンの場合、使用環境はスタートメニューの“設定”項目で規定される。

【 0 0 0 3 】

また、従来は、古いバージョンの情報機器を新しいバージョンの情報機器へと代替えする際、(新バージョンで得られる新しい応用環境・機能以外の)今まで慣れ親しんできた応用環境を得るにもかなりの労力を要した。ここで言う“応用環境”とは、今まで組み込んで利用してきた種々のアプリケーションプログラムの集合のことを指す。(これには当然、各アプリケーションプログラム内で設定してきたオプション情報等も含まれる。)

【 0 0 0 4 】

【発明が解決しようとする課題】

従来の技術の帰結として、情報機器の更新時に今までと同じ使用・応用環境を得るためには、昔やったことと同じ事の繰り返しという無駄で退屈な労力が必要となる。このような労力を省きたい。

【 0 0 0 5 】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明では今まで使っていた古い型の情報機器内で使用してきた使用環境を、今から交換する新しい型の情報機器へと自動的に転送可能ならしめるような機能を情報機器内で使用されているOSに最初から組み込んでおく。

【 0 0 0 6 】

さらに、今まで使っていた古い型の情報機器内で利用してきた応用環境を、今から交換する新しい型の情報機器へと自動的に転送可能ならしめるような機能を情報機器内で使用されているOSに最初から組み込んでおく。

【 0 0 0 7 】

つまり、新・旧の情報機器ともに、そのOSには使用環境、及び応用環境の自動転送の送受信機能が最初から備わっているように設計する。言い換えると、そのような新機能をOSに追加するというのが本特許の主アイデアで

ある。このような新機能の具体的な実現法に関してはここでは特定しない。様々な、しかも比較的簡単な実現法があろう。(具体的な実現法は著作権の問題になる。)

【 0 0 0 8 】

このような機能が実現できる前提として、対象となる種々の情報機器には基本ソフトとしてのOSが必須になる。つまり、OSのないような単純な情報機器類は特許適用の範囲外と想定している。逆に言えば、本特許は、OS付きの、比較的個人向けの情報機器類総てをカバーする汎用性のある方式特許である。

【 0 0 0 9 】

自動転送の送受信機能のない従来のOSを基準にして、後から外付けで、本発明と実質的に同じ自動転送機能を実現するようなプログラムを作ること(OS に精通していれば) 可能かもしれない。しかし、我々はこのような方式は採用しない。

(なぜかと言えば、1.出来上がったプログラムが複雑になる。2.どうせ最後には相手のOSやアプリケーションソフトの著作権問題が絡んでくる。ならば最初からというわけである。)

【作用】

【 0 0 1 0 】

上記のように構成された使用・応用環境転送機能はOSの一機能として対象情報機器類のインターフェイス画面上に(アイコン等で)表示される。表示場所は特定しない。(ウインドウズXXで言えば、例えば、設定アイコン内が妥当であろう。)アイコン名も特定しない。(例えば、“環境転送”はいかがであろうか。)将来、音声インターフェイス等が利用できる環境になれば、当然、音声等でも実行可能なようにする。

【 0 0 1 1 】

環境転送アイコン内には当然、様々な詳細機能が(ハイパーリンク等で)階層化されて表示されているものとする。例えば、総てのネットワーク系情

報の設定（コントロールパネルのネットワークアイコン内に表示されている、“ドライバの種類”、“リソース”、“IPアドレス”、“ゲートウェイ”、“DNS設定”等）に書き込まれた情報）を転送するが、その他の使用環境情報は転送しない機能（アイコン）とか、旧コントロールパネル内の総ての情報を一括転送する（アイコン）とか、使用環境情報を総て一括転送する（アイコン）とか、応用環境のみを転送する（アイコン）とかいった機能である。詳細さの程度についてはここでは規定しない。時代と共に変遷しよう。

【0012】

新・旧のOSで使用環境の設定において、各機能ごとのクラス分けにずれが生ずる場合がある。しかしながら、通常、新OSは旧OSよりも機能的に進化している。（少なくとも退化はしていない。）つまり、以前の各機能に対応する、もしくは以前の機能を包含する新機能は、（クラス分けの仕方に違いはあったとしても）必ず新OS内に存在する。この事実に基づいて、旧から新への使用環境転送時には、各旧機能内の情報はそれに対応する新機能へと自動的に振り分けて転送することができる。（これぞ、OS利用の特権である。）

【0013】

情報転送のためには新・旧の情報機器の間で何等かの情報通信手段が必要になる。この手段については特定しない。例えば、環境転送用の通信ポートを情報機器に新たに設けることも一手段であろう。（このポートは当然、将来必要となるであろう何等かの他の新機能用にも利用できる。）また、パソコンならLAN接続用のインターフェイスが利用出来るし、赤外線通信機能も使えよう。また、DVD等のディスクを経由させる手段も悪くはない。

【実施例】

【0014】

実施例について図面を参照して説明する。図1は新・旧のパソコンが環境情報を自動送信している様子である。この時、送信側の旧パソコン、受信側の新パソコンともに環境転送アイコンを開いている。（DVD等のディスク

経由の場合は、先に送信側の環境転送アイコンを開き、情報をディスクに収めた後、ディスクを受信側に移してから、受信側の環境転送アイコンを開くようにするのが一般的であろう。)

【 0 0 1 5 】

転送するには、まず送信側の環境転送アイコン内で、転送したい機能のアイコン（の組み合わせ）をマウスで選択し、アイコン内の（送・受信ボタンのうち）送信ボタンを押す。

【 0 0 1 6 】

次に、受信側の環境転送アイコン内の（送・受信ボタンのうち）受信ボタンを押すと操作は完了する。

【 0 0 1 7 】

【 発明の効果 】

本発明は、以上説明したように構成されているので、以下に記載されるような効果を奏する。

【 0 0 1 8 】

従来は、新バージョンの情報機器が市場に登場しても、かなり便利な新機能が追加されていない限り、更新時の労力のことを考えると、すぐに買い換えようという気は起きなかった。しかし、上記のように構成された環境転送機能により、情報機器類の更新時に生じる退屈な労力が不必要になる。その結果、“ 予算があっても、かける手間が面倒だ ” という理由から消費者が新製品を買い控えるという憂慮すべき事態が解消できる。

【書類名】 要約書

【要約】

【目的】 従来は、情報機器類の更新時に今までと同じ使用・応用環境を整えるためには、再度同じ情報を入れ直すという無駄で退屈な労力が必要であった。このような手間を省きたい。

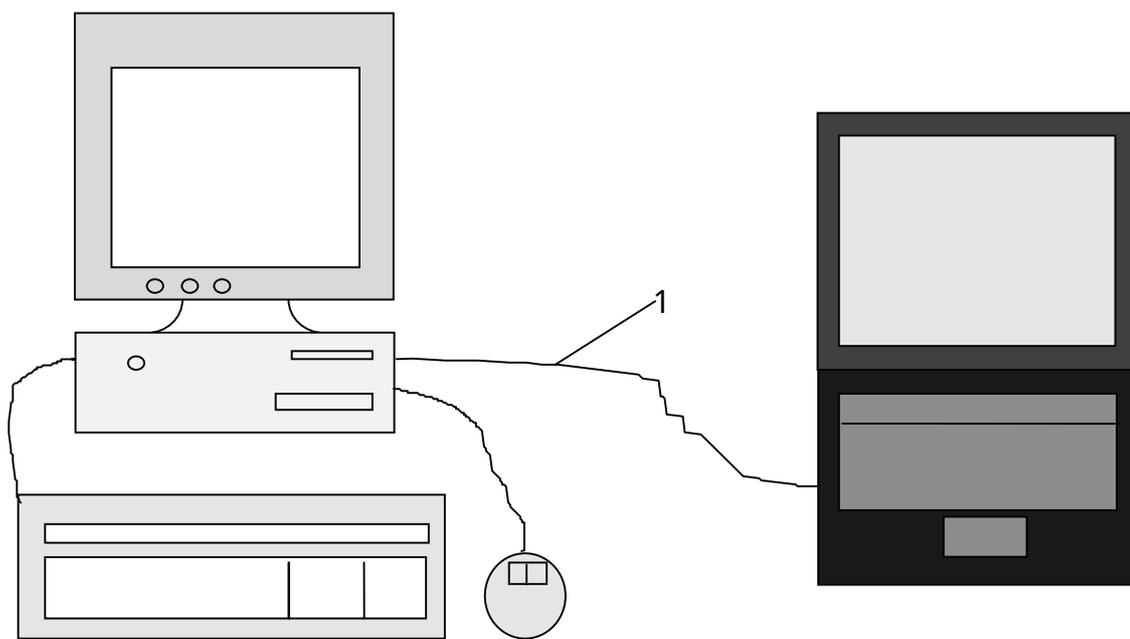
【構成】 上記目的を達成するために、本発明では今まで使っていた情報機器内で利用してきた使用・応用環境（両概念の詳しい定義は明細書を見よ）を、今から交換する新しい情報機器へと自動的に転送可能ならしめるようにする。

つまり、新・旧の情報機器ともに、そのOSには使用環境、及び応用環境の自動転送の送受信機能が最初から備わっているように設計する。言い換えると、そのような新機能をOSに追加するというのが本特許の主アイデアである。このような新機能の具体的な実現法に関してはここでは特定しない。様々な、しかも比較的簡単な実現法があろう。（具体的な実現法は著作権の問題になる。）

【選択図】 図1

【書類名】図面

【図1】



誤記訂正書

平成9年8月4日

特許庁長官 殿

1、訂正をする者

【特許出願人】

【識別番号】 597043408

【郵便番号】 780

【住所又は居所】高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

【氏名又は名称】有限会社 インターナショナル インテリジェント イン
フォメーション

【代表者】 山口末子

【電話番号】 0888-72-2473

2、誤記の理由

住所に関しては、関東支店の住所を記載した。

名称に関しては、英語名を記載した。

電話番号に関しては、支店の番号を記載した。

印に関しては、社印を使用した。

3、訂正の内容

住所に関して

【郵便番号】 257

【住所又は居所】神奈川県秦野市曾屋5391番地6号

を

【郵便番号】 780

【住所又は居所】高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

へ変更

名称に関して

【氏名又は名称】International Intelligent Information

を

【氏名又は名称】有限会社 インターナショナル インテリジェント インフォメ
ーション

へ変更

電話番号に関して

【電話番号】 0463-83-4012

を

【電話番号】 0888-72-2473

へ変更

印に関して

別紙の印鑑変更届を参照

印鑑変更届

平成9年8月4日

特許庁長官 殿

1、印鑑を変更する者

【識別番号】 597043408

【郵便番号】 780

【住所又は居所】高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

【氏名又は名称】有限会社 インターナショナル インテリジェント イン
フォメーション

【代表者】 山口末子

【電話番号】 0888 - 72 - 2473

新印鑑

【書類名】 手続補正書

【提出日】 平成9年8月5日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 平成9年特許願第078823号

【発明の名称】 情報機器内の環境を転送する方式

【補正をする者】

【事件との関係】 特許出願人

【識別番号】 597043408

【郵便番号】 780

【住所又は居所】 高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

【氏名又は名称】 有限会社 インターナショナル インテリジェ
ント インフォメーション

【代表者】 山口末子

【電話番号】 0888 - 72 - 2473

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】 257

【住所又は居所】 神奈川県秦野市曾屋5391番地6号

【氏名又は名称】 山口人生

【電話番号】 0463 - 83 - 4012

【発送番号】 018982

【手続補正1】

【補正対象書類名】 特許願

【補正対象項目名】 特許出願人

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【特許出願人】

【郵便番号】 780

【住所又は居所】高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

【氏名又は名称】有限会社 インターナショナル インテリジェ
ント インフォメーション

【代表者】 山口末子

【電話番号】0888-72-2473

【手続補正2】

【補正対象書類名】 特許願

【補正対象項目名】 代理人

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】 257

【住所又は居所】神奈川県秦野市曾屋5391番地6号

【氏名又は名称】山口人生

【電話番号】0463-83-4012

【手続補正3】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 図面の簡単な説明

【補正方法】 追加

【補正の内容】**【図面の簡単な説明】****【図1】**

新旧パソコン間をケーブルで繋いで、環境転送を実行している図である。

【符号の説明】

- 1 ケーブル

【手続補正4】

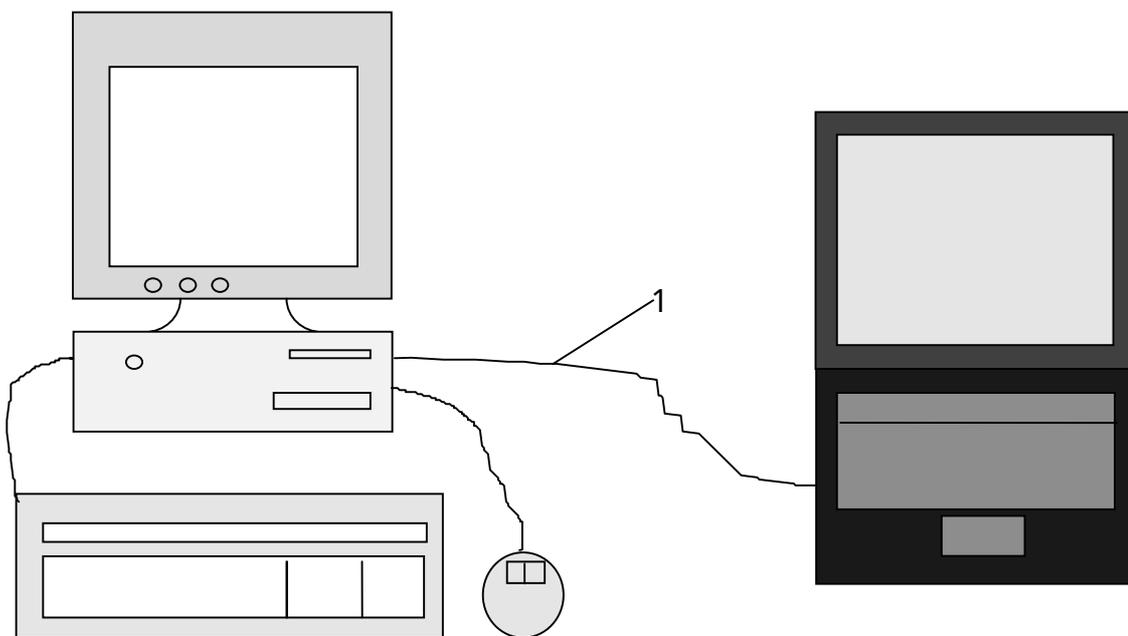
【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 図1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 図 1 】



【書類名】 手続補正書

【提出日】 平成9年12月2日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 平成9年特許願第078823号

【発明の名称】 情報機器内の環境を転送する方式

【補正をする者】

【事件との関係】 特許出願人

【識別番号】 597043408

【郵便番号】 780

【住所又は居所】 高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

【氏名又は名称】 有限会社 インターナショナル インテリジェ
ント インフォメーション

【代表者】 山口末子

【電話番号】 0888 - 72 - 2473

【手続補正1】

【補正対象書類名】 特許願

【補正対象項目名】 特許出願人

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【特許出願人】

【郵便番号】 780

【住所又は居所】 高知県高知市帯屋町1丁目9番6号

【氏名又は名称】 有限会社 インターナショナル インテリジェ
ント インフォメーション

【代表者】 山口末子

【電話番号】 0 8 8 8 - 7 2 - 2 4 7 3

【手続補正 2】

【補正対象書類名】 明細書

【補正対象項目名】 図面の簡単な説明

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図 1】

新旧パソコン間をケーブルで繋いで、環境転送を実行している図である。

【符号の説明】

1 ケーブル

【手続補正 3】

【補正対象書類名】 図面

【補正対象項目名】 図 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 図 1 】

